

公立病院改革プランの概要

団 体 名		佐賀県大町町					
プ ラ ン の 名 称		大町町立病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 24日					
対 象 期 間		平成 19年度 ~ 平成 23年度					
病院の現状	病 院 名	大町町立病院					
	所 在 地	佐賀県杵島郡大町町大字大町8878番地1					
	病 床 数	一般病床60床					
	診 療 科 目	内科・外科・耳鼻咽喉科・眼科・皮膚科・整形外科・肛門科・リハビリテーション					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>大町町は人口約7,800人の過疎の町であり、高齢者が多く一日に約170名の方が当院を利用され、特に周辺地域にない眼科、耳鼻咽喉科に係る手術等は高度な医療を提供し、多くの患者さんが利用されている。この診療科がないと約20分～30分かけて隣の病院に行くことになり、高齢者や家族にとって非常に重い負担となる。</p> <p>救急告示病院として地域住民の救急医療を取り扱っている。</p> <p>保健事業として健康づくり、訪問看護、訪問リハなど、病気の保健・予防活動の実施、地域の病院、診療所、介護施設と協力・連携により地域住民の健康を守り、安全で安心な医療を提供。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>病院の建設改良に要する経費の1/2(起債分を除く)。</p> <p>病院事業債元利償還金の2/3(平成14年度以前分)ないし1/2(平成15年度以降分)相当額。</p> <p>高度医療の経費(保守点検など全額)。</p> <p>救急に要する経費(特別交付税措置分相当額)。</p> <p>追加費用に要する経費(特別交付税措置分相当額)。</p> <p>基礎年金に要する経費(特別交付税措置分相当額)。</p> <p>不採算地区病院に要する経費(特別交付税措置分相当額)。</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	100	100.4	100.9	101	101.1	単位:%
	職員給与費比率	53.8	62.8	63.2	63	62.7	"
	病床利用率	80.5	80.8	81.7	82.5	83.3	床
	平均在院日数	22	23	23	23	23	単位:日
	患者一人1日当りの診療収入(入院)	22,087	22,300	22,400	22,500	22,600	単位:円
	患者一人1日当りの診療収入(外来)	7,156	4,660	4,600	4,600	4,600	"
	患者一人1日当りの診療収入(医師)	385,793	322,739	328,219	333,698	339,178	"
	患者一人1日当りの診療収入(看護師)	55,113	46,105	46,888	47,671	48,454	"
	1日平均入院患者数	48.3	48.5	49	49.5	50	単位:人
	1日平均外来患者数	180	168	170	175	180	"
上記目標数値設定の考え方		<p>平成19年度において経常収支は黒字化を達成した。計画期間中は経常収支比率の更なる改善を図る。平成20年度から院外処方箋発行により薬品収益が減少したが、薬品購入は減少した。しかし、薬品収益が減少したため、職員給与費比率が上がった。今後は、職員の適正配置、経費など費用対効果を進める。収益として患者サービスを図り、病床利用率を上げて経常収支比率の向上に努める。任意項目は患者数を勘案して、患者単価に反映した。</p> <p>(経常黒字化の目標年度: 19年度)</p>					

				団体名 (病院名)	大町町立病院		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	年延入院患者数	17,646	17,702	17,885	18,067	18,250	年間延人数
	年延外来患者数	44,196	41,160	41,650	42,875	44,100	"
	救急車による患者数	114	119	124	129	134	"
	手術件数	237	240	245	250	255	"
数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	平成12年3月から医事課部門委託化を実施。 平成17年4月から給食部門委託化を実施。 平成20年2月から院外処方箋発行を実施。 看護師、事務職員は必要に応じて臨時採用をする。					
	事業規模・形態の見直し	平成20年度は黒字決算の見込である。 現状では特に事業規模・形態の見直しは考えていない。 今後の経営状況みながら公営企業全部適用及び指定管理者制度などを検討していく。					
	経費削減・抑制対策	平成17年度から職員を対象として、給料の2%削減。(年間400万円の削減) 平成17年度に事務職員(定年退職)は委託職員に切り替え。(年間420万円の削減) 平成17年4月から給食業務を全面委託に切替えた。(年間200万円の効果) 平成18年度に退職した看護師の補充はしない。(年間400万円の削減) 平成18年度遊休地資産(旧医師住宅)の売却。(700万円の増収) 平成20年2月から院外処方箋発行を実施。(薬剤師の退職により年間450万円の削減) 毎年4月に薬品・診療材料費の購入は見積入札して廉価購入。					
	収入増加・確保対策	平成18年10月から眼科医が常勤化になり、眼科の患者が増加した。 外来延患者数を1日平均180名をキープする。 平均在院日数を短縮し、病床利用率を83%まで上げる。 外科医の確保に努める。 皮膚科、整形外科、糖尿病外来など専門外来を継続する。 生活習慣病、人間ドックなど保険外収益を伸ばす。 医療機器の計画的整備。					
	その他	医師確保に努力すること。 10対1の看護体制を検討すること。 未収金対策として電話・訪問督促の実施。退院前に概算金額をお知らせする。 医師、看護師の専門性や知識の向上を図るため、研修会を充実する。					
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	17年度	79.2%	18年度	75.5%	19年度	80.5%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	当院は昭和51年度に改築された。改築後31年経過している。診察室、処置室などの不足及び病室など一部支障を来している。改修工事が必要であるが、今の所施設の増改築の予定はない。 佐賀県南部医療圏は病床数が多いため、増床は認められない。 当院の病床数は一般病床60床であるが、病床利用率が80%を超えているため、病床を削減する予定はない。					

団体名 (病院名)	大町町立病院
--------------	--------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	南部医療圏には、大町町立病院(一般病床60床)、太良町立病院(一般病床60床)、武雄市民病院(一般病床135床)がある。この3ヶ所が公立病院である。距離的には太良町立病院とは40km、武雄市民病院とは15km離れている。	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	関係地方公共団体が共同して新たな経営主体として地方独立行政法人(非公務員型)を設立し、当該法人の下に関係病院・診療所等を経営統合する。 関係地方公共団体が共同して、同一の医療法人や公的病院を運営する法人等を指定して、当該法人の下に一体的経営を図る。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21年3月現在では、再編・ネットワークは考えていない。 改革プラン検討委員会を開催し、経営状況や役割を検証する。結論の時期は平成23年度。	<内容> 太良町立病院とは立地条件からして再編・ネットワークは難しい。武雄市民病院は平成22年2月から民間移譲する。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	大町町立病院改革プラン検討委員会を設置。 委員会メンバー：副町長、院長、副院長、総務課長、保健福祉課長、財政担当、町議会代表、病院事務長、総看護師長、事務次長(記録)、町民代表者(3人)。	
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	点検・評価の時期： 毎年5月・11月	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	大町町立病院
--------------	--------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	724,161	757,138	641,911	652,500	662,913	673,662
	(1) 料 金 収 入	674,106	706,001	589,000	599,000	609,000	619,000
	(2) そ の 他	50,055	51,137	52,911	53,500	53,913	54,662
	うち他会計負担金	21,500	25,300	26,130	26,130	45,260	45,260
	2. 医 業 外 収 益	69,743	70,611	77,912	82,476	84,801	84,851
	(1) 他会計負担金・補助金	66,613	67,935	71,952	80,025	82,401	82,401
	(2) 国 (県) 補 助 金	2,132	1,337	4,030	1,000	1,000	1,000
	(3) そ の 他	998	1,339	1,930	1,451	1,400	1,450
	経 常 収 益 (A)	793,904	827,749	719,823	734,976	747,714	758,513
	入	1. 医 業 費 用 b	811,307	806,017	706,938	719,061	729,049
(1) 職 員 給 与 費 c		409,093	407,472	403,000	412,569	417,569	422,569
(2) 材 料 費		195,655	187,730	85,000	86,000	87,000	88,000
(3) 経 費		175,505	182,491	187,196	190,000	193,000	196,000
(4) 減 価 償 却 費		29,199	26,038	29,262	28,012	29,000	30,000
(5) そ の 他		1,855	2,286	2,480	2,480	2,480	2,480
2. 医 業 外 費 用		25,367	21,673	9,943	10,582	10,936	11,450
(1) 支 払 利 息		7,759	6,409	6,694	6,337	6,500	6,800
(2) そ の 他		17,608	15,264	3,249	4,245	4,436	4,650
経 常 費 用 (B)		836,674	827,690	716,881	729,643	739,985	750,499
出	経 常 損 益 (A) - (B) (C)	42,770	59	2,942	5,333	7,729	8,014
	1. 特 別 利 益 (D)	6,716	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	0	2,469	0	0	0	0
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	6,716	2,469	0	0	0	0
純 損 益 (C) + (F)	36,054	2,410	2,942	5,333	7,729	8,014	
累 積 欠 損 金 (G)	449,418	451,828	448,886	443,553	435,824	427,810	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	117,200	107,157	101,190	104,800	107,800	110,800
	流 動 負 債 (イ)	89,941	65,294	38,384	35,273	35,000	35,000
	うち一時借入金	17,000	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等償で未借入 又は未発行の額 (I)	0	0	0	0	0	0
	不良債務 差引 {(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)} (オ)	0	0	0	0	0	0
単 年 度 資 金 不 足 額 ()	0	0	0	0	0	0	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	94.9	100.0	100.4	100.7	101.0	101.1	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	89.3	93.9	90.8	90.7	90.9	91.2	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	56.5	53.8	62.8	63.2	63.0	62.7	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0	0	0	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	0	0	0	0	0	0	
病 床 利 用 率	75.5	80.5	80.8	81.7	82.5	83.3	

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	大町町立病院
--------------	--------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債	0	16,400	6,600	0	0	0	
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	
	3. 他会計負担金	11,298	7,970	11,784	11,535	12,342	13,013	
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	
	6. 国(県)補助金	2,369	2,625	0	2,625	2,625	2,625	
	7. その他	330	0	0	0	0	0	
	収入計(a)	13,997	26,995	18,384	14,160	14,967	15,638	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)	0	0	0	0	0	0	
	前年度許可債で当年度借入分(c)	0	0	0	0	0	0	
	純計(a) - {(b) + (c)}(A)	13,997	26,995	18,384	14,160	14,967	15,638	
	支 出	1. 建設改良費	8,441	28,254	18,767	9,748	10,000	10,000
		2. 企業債償還金	24,577	7,454	9,494	13,934	14,683	16,026
		3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
4. その他		0	5,266	0	0	0	0	
支出計(B)		33,018	40,974	28,261	23,682	24,683	26,026	
差引不足額(B) - (A)(C)	19,021	13,979	9,877	9,522	9,716	10,388		
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	19,021	13,979	9,877	9,522	9,716	10,388	
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	0	0	0	0	0	0	
	計(D)	19,021	13,979	9,877	9,522	9,716	10,388	
補てん財源不足額(C) - (D)(E)	0	0	0	0	0	0		
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)	0	0	0	0	0	0		
実質財源不足額(E) - (F)	0	0	0	0	0	0		

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	() 88,113	() 93,235	() 97,252	() 99,453	() 117,979	() 117,308
資本的収支	() 11,298	() 7,970	() 11,784	() 11,738	() 12,342	() 13,013
合計	() 99,411	() 101,205	() 109,036	() 111,191	() 130,321	() 130,321

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。